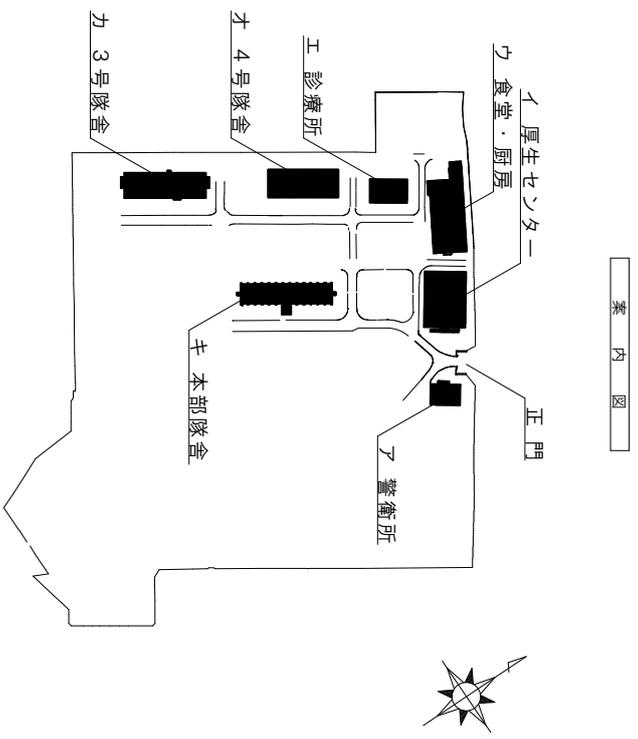
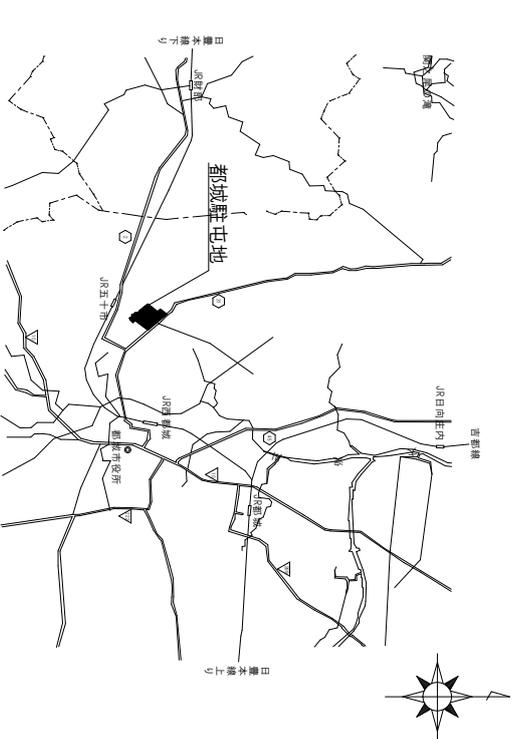


仕 様 書 ②

- (2) 実施期間
- ア 冷房シーズン点検・準備
 実施期間は、令和6年5月13日(月)～同年5月31日(金)までの間とし、細部実施時期を係官と調整の上、工程表3部を提出するものとする。
- イ 吸収式冷温水機真空引き
 実施期間は、令和6年5月13日(月)～同年9月30日(月)までの間とし、細部実施時期を係官と調整の上、工程表3部を提出するものとする。
- (3) 冷暖房の切り替えは、シーズン点検時に受注者側の負担で実施するものとする。
- (4) 冷房シーズン点検期間中に係官が指示したフアンユニットの吸い込み及び吹き出し温度を測定し、異常の有無の確認を受注者側の負担で実施するものとする。
- (5) 吸収式冷温水機の保守点検を行う作業員は、製造所の吸収式冷温水機講習を修了した者が実施するものとし、認定証の写しを係官に提出するものとする。
- (6) 吸収式冷温水機に異常が発生した場合は、シーズン点検実施期間以外においても点検を実施し、原因を究明するものとする。なお、軽微な修繕については受注者側の負担で実施し、別途費用を要する場合は、速やかに書面にて係官に報告するものとし、その際、見積書を添付するものとする。
- (7) 吸収式冷温水機の点検及び試運転中は、操作盤データ出力装置より携帯端末を使用し、各種設定状況の確認及び測定を実施するものとする。
- (8) 吸収式冷温水機の冷房シーズン点検時に溶液を分析し、分析結果報告書(基準値を含む。)3部を係官に提出するものとする。
- (9) 吸収式冷温水機の試運転時に係官が指示したフアンユニットの吸い込み及び吹き出し温度を測定し、異常の有無を確認するものとする。なお、測定した温度は次項点検結果報告書に記載するものとする。
- (10) 本件で点検する各機器の点検結果報告書3部を令和6年11月29日までに係官に提出するものとする。
- (11) チャリユニット及びバッテリーエアーコンの保守点検は、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者が行うものとし、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」で定められた定期点検を実施するものとする。
- (12) 本件は、保守点検項目表に従い実施するものとする。



件名	都城駐屯地空調機保守点検	図面No.	3/11
図名	仕様書②/案内図/配置図	縮尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和6年4月 日	